

## 安全保障関連法の廃止を求める意見書

住田町議会は、平成26年9月議会において、「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう求める意見書」を採択し、関係機関に意見書を提出した。

さらには、平成27年9月議会において、「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」を採択し、同様に、関係機関に意見書を提出している。

しかし、安全保障関連法は、国民への丁寧な説明がないまま、平成27年9月19日に参議院本会議において、可決・成立した。

このことは、歴代政権が、これまで憲法第9条の下ではゆるされないとしてきたことを、大きく転換するものであり、特にも、上記の法律については、第189回国会開会中の各種世論調査においても、「今国会で成立させるべきでない」、「政府の説明が不十分」とする意見が多く寄せられ、国民の理解を得たとは言いがたいものとなっている。

また、多くの憲法学者からは、集団的自衛権の行使を容認する解釈は憲法違反であるとの指摘がなされているところであり、とうてい容認できるものではない。

以上のことから、この法律が十分な審議を尽くしたうえで成立したとは言えず、政府には、国民に対し丁寧な説明を求めるとともに、立憲主義を踏まえた国民的な合意を得る必要があることから、第189回国会で成立した安全保障関連法について、廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月14日

岩手県住田町議会  
議長 菊池 孝

様

意見書を提出する機関

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

外務大臣 岸田文雄様

防衛大臣 中谷元様